

環境委員会

環境調査室

I 所管事項の動向

1 脱炭素社会の構築

(1) 気候変動に関する国際的な取組

ア パリ協定

2015年12月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として2℃目標¹が設定されるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが盛り込まれた。また、パリ協定に参加する全ての国に2020年以降の削減目標（国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution）。以下「NDC」という。）の提出・更新が義務付けられている²。パリ協定は2016年11月4日に発効し、2020年1月1日から取組が開始されている。

パリ協定の主な内容

・世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することと言及。
・主要排出国を含む全ての参加国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
・全ての参加国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
・全ての参加国が長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（長期低排出発展戦略）を作成、提出。
・適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
・イノベーションの重要性の位置付け。
・5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
・先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
・我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。

（出所）環境省資料を基に当室作成

イ 世界の脱炭素化に向けた動き

パリ協定の長期目標を受けてIPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）は、1.5℃と2℃との影響の違いについての知見を2018年に「1.5℃特別報告書」としてまとめ、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロ（カーボンニュートラル）となっていることが必要であることなどが示された。

こうした科学的知見に加え、近年頻発する気象災害などを受けて、多くの国々が気温上昇を1.5℃に抑えることを目指し、そのための対策として2050年排出ゼロを目標とするようになり、2019年9月の国連気候行動サミットを契機としてその動きが強まった。既に154か国・1地域³が2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明している。

2021年10月、イギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けての野心的な緩和策及び適応策を締約国に求めることが合意されるとともに、市場メカニズムの実施指針等が合意され、パリ協定に基づく実施指針が完成した。

¹ 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるという目標。

² 気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書（1997年採択）は、先進国に温室効果ガス排出削減を義務付けていたが、パリ協定では、各国の削減目標の達成自体は義務付けられていない。

³ COP26が終了した2021年11月時点。「令和3年度エネルギーに関する年次報告」24頁

本年11月6日から18日までエジプトで開催が予定されているCOP27では、主な交渉論点として緩和、適応、ロス&ダメージ⁴等が見込まれている。また、「緩和の野心と実施を緊急にスケールアップするための作業計画」の決定が予定されている。

(2) 2050年カーボンニュートラル実現に向けた我が国の取組

2020（令和2）年10月、菅前内閣総理大臣は所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、翌2021（令和3）年4月、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを地球温暖化対策推進本部において決定した。

こうした動きを受け、2050年カーボンニュートラル実現に向け、関係する計画等の見直しが行われた。我が国の地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」が改定され、2021（令和3）年10月22日に閣議決定された。そして、同計画の見直しを踏まえ、同日、2030年度の温室効果ガス削減目標である「日本のNDC（国が決定する貢献）」⁵が地球温暖化対策推進本部で決定され、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方を示す「パリ協定に基づく長期戦略」⁶が閣議決定された。

また、本年の第208回国会では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）が改正され、脱炭素事業活動等に対する出資制度の創設とその運営機関（株式会社脱炭素化支援機構⁷）等の仕組みの法定化、国の地方公共団体に対する財政支援の努力義務が明記された。なお、同法と一体となって脱炭素に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的・包括的に支援するスキームとして「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が今年度新設され、同交付金により地域脱炭素ロードマップ⁸で示された脱炭素先行地域⁹への重点的支援が行われている。

(3) 今後の主な課題

我が国は、2050年カーボンニュートラル、2030年度に温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを目標としているが、これは意欲的な目標であり、これまでの延長線上の取組では、その実現は容易ではないとされる。その実現に向けては、新たな計画等に沿って取組を着実に実施すると同時に、経済社会変革の道筋の

⁴ 気候変動の悪影響（気象についての極端な事象及び緩やかに進行する事象を含む。）に伴う損失及び損害のこと。

⁵ 我が国は2030年度に2013年度比26%減とする温室効果ガス削減目標を、2020（令和2）年3月30日に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出しNDCとして登録されたが、2021（令和3）年4月の政府決定を受けて削減目標を46%に引き上げた。

⁶ パリ協定において温室効果ガス低排出型発展戦略を提出することが各国に招請されており、我が国は2019（令和元）年6月に、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を目指すとするビジョンを提出した。

⁷ 株式会社脱炭素化支援機構は本年10月中に設立予定。

⁸ 今後5年間の集中期間に政策を総動員し、2030年までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を創出する目標等を掲げ、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換を図ることとしている。

⁹ 令和4年4月には第1回の脱炭素先行地域として26件を選定した。第2回の選定は今秋を予定している。

全体像を明確化していくことが求められており、社会・経済、産業構造をクリーンエネルギー中心に転換していくための政策の具体化を進める必要がある。

こうした中、本年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」では、GX（グリーントランスフォーメーション）¹⁰投資に関する新たな政策イニシアティブとして、「今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、『成長志向型カーボンプライシング構想』を具体化し、最大限活用する。同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった『GX経済移行債（仮称）』により先行して調達し、新たな規制・制度と併せ、複数年度にわたり予見可能な形で、脱炭素実現に向けた民間長期投資を支援していくことと一体で検討する」ことが示された。

翌7月には、GXの実行に向け必要な施策を検討するため、GX実行会議が官邸に設置され、①日本のエネルギーの安定供給の再構築に必要な方策、②それを前提として脱炭素に向けた経済・社会、産業構造改革への今後10年のロードマップ等について検討が行われている。

政府は、GX実行会議において、年内に今後10年のロードマップを取りまとめるとしているが、GXに向けた炭素税の導入等について現時点では合理的とは言えないとの意見¹¹もある中で、「GX経済移行債（仮称）」や「成長志向型カーボンプライシング構想」についてどこまで方向性を明確にできるかが注目される。

2 循環型社会の形成

(1) 循環型社会を形成するための法体系

我が国の循環型社会を形成するための法体系は、この分野の基本法である「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）、同法の下に位置付けられ一般的な仕組みが定められている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）、特定の素材に着目した包括的な法制度としての「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）、個別物品の特性に応じた規制法としての容器包装や家電等に係る個別リサイクル法、その他「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）等で構成されている。

¹⁰ 岸田内閣総理大臣は、本年7月に開催されたGX実行会議（第1回）において「グリーントランスフォーメーション、すなわち、GXは、単なる化石エネルギーからの脱却にとどまるものではありません。2050年炭素中立の目標達成に向けて、エネルギー、全産業、ひいては経済・社会の大変革を実行していくものです。」と説明している。

¹¹ 一般社団法人日本経済団体連合会「令和5年度税制改正に関する提言」（2022年9月13日）（抜粋）
・・・（略）その上で、炭素税の新規導入や、既存の地球温暖化対策税の税率引き上げについては、企業の投資原資を損なうこと、わが国のエネルギー価格の更なる高騰による産業の国際競争力の低下を招くこと、CO₂の削減効果が必ずしも担保されないこと等から、少なくとも現時点では合理的とは言えない。
なお、上記「GX経済移行債（仮称）」については、GXが投資を通じた持続的成長を実現する成長戦略と位置付けられていることを踏まえ、使途、受益者、負担者、経済的影響等を勘案しつつ、償還期間のあり方を含めて総合的に検討を行うべきである。

なお、廃棄物処理の優先順位は、①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）、④熱回収、⑤適正処分という順位で、循環型社会形成推進基本法に規定されている。

(2) 近年の資源循環に係る主な課題

ア プラスチックごみ問題への対応

(7) 国際的な動向

我が国を始め、先進国で発生したプラスチック廃棄物の多くの量が、中国や東南アジア諸国等に資源という形で輸出されてきた。しかし、輸出されたプラスチック廃棄物の中にリサイクルに適さない汚れたプラスチックが混入していた事案や不適正な処理により一般環境に流出するような事案が多発していた。

2017（平成29）年末、我が国最大のプラスチック廃棄物の輸出相手国だった中国は、環境汚染に対する国内の批判の高まりを受けてプラスチック廃棄物の禁輸措置をとった。また、東南アジア諸国でもプラスチック廃棄物の輸入に制限をかける国が出てきた。

こうした状況の中、2021（令和3）年1月からプラスチック廃棄物がバーゼル条約¹²の対象となり、リサイクルに適さないプラスチック廃棄物を輸出する際には、事前に輸入国の同意が必要となった。

プラスチック廃棄物削減に向けた国際的な取組としては、2019（令和元）年6月に長野県で開催されたG20 エネルギー・環境関係閣僚会合で、新興国や途上国も含めた各国が自主的な対策を実施し、その取組を継続的に報告・共有する新たな枠組みとして「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意された。また、同月に大阪府で開催されたG20 大阪サミット首脳宣言において、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、G20以外の国際社会にも共有を呼びかけることが盛り込まれた。

さらに、本年2月には、国連環境総会（UNEA）において、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際約束を議論するため政府間交渉委員会を設立する決議が採択された。同委員会は本年後半から議論を開始し¹³、2024年に作業を完了することを目指している。

(4) 国内における取組

国内では、国内外からのプラスチック等の漂着物について対策が行われるとともに、プラスチックをめぐる国外の動向等を含む様々な課題を受けて、主に以下の対策が講じられている。

・ 海岸漂着物処理推進法の改正

海岸漂着物については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観

¹² 正式名称「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」。一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制についての国際的な枠組み及び手続等を規定している。

¹³ 第一回目の政府間交渉委員会は、本年11月28日から12月2日までウルグアイのプンタデルエステで開催予定とされている。

及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号)に基づき対策が進められている。平成 30 年の第 196 回国会の改正では、海洋環境に深刻な影響を及ぼし、船舶の航行や漁場環境の支障となっている漂流ごみ等の法の対象への追加やマイクロプラスチック¹⁴対策に係る規定の新設等が行われた。

・プラスチック資源循環戦略の策定

平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略」を策定し、これに基づく施策を進めていくこととされ、令和元年 5 月に 3 R +Renewable (再生可能資源への代替)を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」が策定された。

同戦略では、リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進等を重点戦略としている。また、今後の野心的なマイルストーンを掲げており、速やかに具体的な施策を進めていくとしている。

・レジ袋有料化義務化の実施

令和 2 年 7 月、プラスチック資源循環戦略における重点戦略の一つに位置付けられているリデュース等の徹底の一環としてレジ袋有料化義務化が開始された。

レジ袋有料化義務化に当たっては、小売業に属する事業者が、商品の販売に当たり、プラスチック製の買物袋を有償で提供することが定められている。ただし、①繰り返し使用可能な 50 マイクロメートル以上の厚さのもの、②海洋生分解性プラスチックの割合が 100%であるもの、③バイオマス素材の割合が 25%以上のものについては有料化義務化の対象外とされている。

・プラスチック資源循環法の施行

本年 4 月 1 日に施行されたプラスチック資源循環法は、個別物品の特性に応じた規制を目的とする従来の各種リサイクル法と異なり、プラスチックという素材に着目し、製品の①設計・製造、②販売・提供、③排出・回収・リサイクルの各段階において、あらゆる主体による資源循環等の取組を促進する措置を講じている。これに基づき、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制のため、特定プラスチック使用製品(無償で提供されるストロー・スプーン等)の使用合理化¹⁵の取組が開始されている。

他方で、市区町村によるプラスチック製容器包装とそれ以外のプラスチック製品の一括回収・リサイクルについては、実施済み又は法施行後 5 年以内の実施を予定している自治体は 1 割程度に留まるとされ¹⁶、環境省は、今年度から市区町村が実施する一括収集やリサイクルに関する経費について特別交付税措置を講じ、市区町村の取組を更に後押しとしている。

¹⁴ 環境中に流出したプラスチックごみが波や紫外線の影響等で直径 5 ミリメートル以下となったもの。有害化学物質を吸着して食物連鎖に取り込まれ、海洋生態系に影響を及ぼす等の懸念が国内外で高まっている。

¹⁵ 使用合理化の具体的な方法としては、省令において、①有償提供、②景品等の提供(ポイント還元等)、③消費者への意思確認、④繰り返し使用を促すことなどが挙げられている。

¹⁶ 環境省「プラスチック分別回収等に関する市区町村へのアンケート」(実施期間:令和 3 年 7 月 20 日～8 月 10 日、回答自治体数:1,455 団体)

イ 災害廃棄物処理に関する取組

近年、台風や地震などの自然災害が頻発し、令和元年房総半島台風・東日本台風では、約154万トン、令和2年7月豪雨では、約54万トンといった多量の災害廃棄物が発生している。災害廃棄物処理の遅滞は被災地の復興の妨げとなるため、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定すること等、平時の備えを行うとともに、発災時には、迅速かつ適切な初動対応、国による被災地支援体制の構築などが重要となる。

環境省は、自治体等における災害廃棄物対策の支援充実のため、災害廃棄物に関する有識者、技術者、業界団体等で構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)」を構築し、災害の種類・規模等に応じて災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、災害廃棄物処理計画の策定等に対する技術支援、発災時の初動対応、復旧・復興対応支援等を行っている。

また、地方環境事務所が中心となって、自治体や事業者等の参画により、地域ブロック協議会が全国8か所に設置され、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成、自治体の災害廃棄物処理計画の策定支援、地域ブロックにおける共同訓練の取組が実施されている。

他方、過去の発災時に、自治体による災害廃棄物処理計画の未策定により災害廃棄物への対応が遅れた事例が生じており、計画策定率の低さが問題となっていた。こうしたことから、第四次循環型社会形成推進基本計画では令和7年度末に都道府県で100%、市区町村で60%とする目標が掲げられ、環境省は自治体の処理計画策定の支援を進めている。令和3年度末で同計画を策定した自治体は、都道府県では100%、市区町村では72%となっており、上記目標は達成されたが、以前より市区町村では専門知識を持つ職員や予算の確保が困難であることが指摘されており、引き続き国による支援が求められている。

3 自然共生社会の形成

(1) 生物多様性の保全及び持続可能な利用

生物の多様性を包括的に保全するとともに、生物資源を持続可能な形で利用していくための国際的な枠組みとして、1992(平成4)年に、「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が採択された。その後、2010(平成22)年10月に愛知県名古屋市において、同条約の第10回となる締約国会議(COP10)が開催され、生物多様性に関する世界目標として、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標から成る愛知目標が採択された。

また、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則は、「生物多様性基本法」(平成20年法律第58号)において定められている。同法では、政府に生物多様性国家戦略の策定を義務付けており、これを受け、愛知目標の達成及び自然共生社会の実現に向けた国家戦略として、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されている。

愛知目標は2020年を達成年としていたが、同年9月に発表された国連の生物多様性条

約事務局の報告書「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」は、ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標のいずれも完全に達成されたものはなかったと結論付け、森林減少や種の絶滅といった生物多様性の損失に歯止めがかかっていないと指摘している。

愛知目標に代わる新たな生物多様性の世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」について、本年にカナダで開催予定のCOP15第2部での採択を目指し、国際交渉が行われている。

次期枠組みの柱として、2030年までに陸地と海洋の少なくとも30%の保全を目指す「30 by 30目標」が検討されている。

我が国については、自然環境保全法、自然公園法などに基づく保護地域の指定により、2020年までに陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として指定されている。

環境省は、ポスト2020生物多様性枠組の採択に先駆けて、本年4月、同枠組の柱として検討されている「30 by 30目標」の国内での達成に向けたロードマップを策定している。

同省は、国立公園等の保護地域の拡張を図るとともに、新たな概念である、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）（里地里山、企業の水源の森、社寺林などが想定されている）の認定を通じて「30 by 30目標」の達成を目指す方針である。OECMについては、環境省は、OECMに該当する場所を対象に「自然共生サイト（仮称）」として認定する仕組みを構築することを目指しており、今年度に認定に向けた実証事業を行い、来年度から認定の仕組みを本格運用する方針としている。

(2) 国内における個別課題への対応

ア 外来生物法の改正

生物多様性の保全策のうち、問題を引き起こす海外起源の外来種による自然環境への影響等を防ぐ立法措置として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）（外来生物法）が制定されている。同法では、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を特定外来生物として指定し、輸入や飼養等を規制する仕組みが設けられている。

近年、ヒアリなどの非意図的に国内に侵入する外来種への対応、生態系等への影響が懸念されながらも広く飼育されていること等から大量遺棄等の弊害が想定されるため、特定外来生物に指定されていない外来種（アメリカザリガニやアカミミガメ）の存在、地方公共団体による防除の円滑化による防除の迅速化及び強化の必要性など課題が顕在化している状況にある。

本年の第208回国会においては、特定外来生物となっているヒアリの対策強化、アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備、各主体による防除の円滑化等を図るための同法の改正法が成立した。

イ 自然公園法の改正

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園等は、これまで観光地などとして、地域社会にとって重要な資源となっている。一方で、少子高齢化・人口減少社会や旅行ニーズの変化等の中で、自然環境を保護しつつ、地域資源としての価値の活用・向上を図るという好循環を生み出す政策に転換していくことの重要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、令和3年の第204回国会において、国立公園等を保護しつつ、地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、旅館街等の利用拠点の質の向上又は質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設、クマなどの野生動物の餌付け規制及び違反行為に係る罰則の引上げ等の措置を内容とする「自然公園法」（昭和32年法律第161号）の改正法が成立した。

4 東日本大震災対応等

(1) 放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応

東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境等に及ぼす影響を速やかに低減させるため、平成23年8月に「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が制定され、平成24年1月より全面施行されている。

ア 除染

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質で汚染された土壌等の除染については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、旧警戒区域・旧計画的避難指示区域の対象であった地域等（除染特別地域）では国が実施し、その他の地域（汚染状況重点調査地域）では市町村が除染実施計画を策定し除染を実施してきたが、平成30年3月に帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了した。

一方、帰還困難区域については、平成28年8月に政府方針¹⁷が定められ、5年を目途に避難指示を解除し居住可能とすることを目指す「復興拠点」を設定し整備することとされ、翌29年には、この整備に係る除染や廃棄物処理の費用を国が負担すること等を定める「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）の改正が行われた。これらを受け、帰還困難区域のある7市町村のうち南相馬市を除いた6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村）では、同法に基づき、特定復興再生拠点区域（以下「拠点区域」という。）の設定と同区域の環境整備に関する計画が認定され、現在、家屋等の解体撤去や除染、インフラの整備などが進められている。拠点区域における避難指示解除は令和5年春頃までに6町村全ての解除が予定されており、令和4年6月から順次解除されている¹⁸。

拠点区域外の帰還困難区域については、令和3年8月に政府方針¹⁹が定められ、2020年

¹⁷ 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日）

¹⁸ 葛尾村は令和4年6月12日に、大熊町は同月30日に、双葉町は8月30日に避難指示が解除。

¹⁹ 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日）

代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、拠点区域外の住民の意向を把握した上で帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めることとされた。

イ 中間貯蔵施設の整備

環境省は平成 23 年 10 月、放射性物質に汚染された福島県内の土壌等を最終処分するまで安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設について、供用開始の目標（平成 27 年 1 月）などを示したロードマップ²⁰を発表した。

その後、政府と地元自治体との協議が進められた結果、平成 26 年 9 月、福島県は大熊町及び双葉町の 2 町への施設の建設受入れを容認する旨政府に伝達した。これを受け、特殊会社の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）²¹の中間貯蔵事業への活用と、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることを主な内容とする「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 120 号）が同年 11 月に成立し、翌 12 月に施行された。

中間貯蔵施設の施設整備については、令和 2 年 3 月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転が開始されている。

政府は、福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く。）を令和 3 年度末までに概ね搬入完了するという目標を達成し、令和 4 年度は拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進めている。また、福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分の実現に向けては、その最終処分量を低減することが重要であるため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることとしている²²。

中間貯蔵事業が実施されている中で、用地の確保²³を始め、施設の供用や除去土壌等の輸送時における安全確保・環境保全、法定化されている福島県外での最終処分の方針の実現に向けた取組が、地元自治体や住民、更には広く国民の理解を得つつ、确实、適正に行われていくのかが引き続き注目される²⁴。

ウ 福島県の対策地域における災害廃棄物処理対策

福島県内の汚染廃棄物対策地域における災害廃棄物等は、国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理を進めている。平成 27 年度までに、帰還困難区域を除き、津波がれきの仮置場への搬入、特に緊急性の高い被災家屋等の解体・仮置場への搬入、帰還の準備に伴っ

²⁰ 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」（平成 23 年 10 月 29 日）

²¹ 法案提出当時の会社名は、「日本環境安全事業株式会社」。

²² 除去土壌等の減容・再生利用については、その中長期的方針として平成 28 年 4 月に策定し、平成 31 年 3 月に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づき具体的取組が進められている。

²³ 施設用地の全体面積約 1,600ha のうち、地権者と契約済みの面積は令和 4 年 8 月末現在で約 1,278ha（約 79.9%）となっている。なお、契約済みの面積には、公有地約 94ha が含まれている。

²⁴ 環境省は令和 3 年度から、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた全国での理解醸成活動を抜本的に強化することとし、その一環として除去土壌等の減容・再生利用の必要性・安全性等に関する「対話フォーラム」を開催している。

て生じる家の片付けごみの一通りの回収が完了した。その他の被災家屋等の解体及び継続的に排出される片付けごみの回収については、処理を継続している²⁵。

エ 指定廃棄物の処理

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した指定廃棄物²⁶のうち、福島県内のもの及び汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等について、1 kg当たり 10 万ベクレル以下のもの²⁷は、福島県富岡町の民間管理型最終処分場「フクシマエコテッククリーンセンター」を国有化して処理する計画が平成 27 年 12 月、福島県及び富岡町・楡葉町に容認され、翌 28 年 4 月に同センターは国有化された。その後、平成 29 年 11 月には施設への廃棄物の搬入が開始された。

一方、福島県以外で指定廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している 5 県²⁸では、国がこれを各県で集約して管理するため、長期管理施設の建設候補地の選定作業を進めている。

環境省は現在、5 県のうち宮城県、栃木県及び千葉県に対して詳細調査候補地²⁹を提示している。茨城県においては平成 28 年 2 月に、群馬県においては同年 12 月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定した。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、1 kg当たり 8,000 ベクレル以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指している。

(2) 原子力規制委員会の発足等

東京電力福島第一原子力発電所事故により失墜した原子力安全規制行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、政府は、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針³⁰」を平成 23 年 8 月に閣議決定した。

その後、翌 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案³¹及び自民・公明案³²がそれぞれ提出され、与野党協議の結果、いわゆる「3 条委員会³³」の「原子力規

²⁵ 仮置場への搬入は令和 4 年 7 月末現在で、約 327 万トンが完了。

²⁶ 放射性セシウム濃度が 1 kg 当たり 8,000 ベクレルを超えると認められる廃棄物（焼却灰や汚泥等）で放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣が指定するものをいう。令和 4 年 6 月末現在で全国 10 都県に約 40.2 万トンある。

²⁷ 1 kg 当たり 10 万ベクレルを超えるものは中間貯蔵施設に搬入されている。

²⁸ 宮城県、群馬県、栃木県、茨城県及び千葉県。

²⁹ 宮城県：栗原市、加美町及び大和町、栃木県：塩谷町、千葉県：千葉市。なお、これらの市町は候補地の返上や詳細調査の受入拒否を表明している。

³⁰ 同方針では、『規制と利用の分離』の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、内閣府に設置されている原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省の外局とするなどとしていた。

³¹ 「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 11 号）、「原子力安全調査委員会設置法案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 12 号）及び「地方自治法第 156 条第 4 項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件」（内閣提出、第 180 回国会承認第 1 号）。

³² 「原子力規制委員会設置法案」（塩崎恭久君外 3 名提出、第 180 回国会衆法第 10 号）。

³³ 国家行政組織法第 3 条第 2 項に基づく委員会をいう。

制委員会」を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」を設けることで合意し、同年6月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第19号）が起草され、可決・成立した。

同法の成立に伴い、同年9月に、原子力の推進と規制を分離するため、環境省の外局として原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）が発足し、規制委員会の事務局として原子力規制庁が設置された。

規制委員会は、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する3条委員会として位置付けられ、委員長及び4名の委員で構成されている³⁴（規制委員会の主な取組等については「原子力問題調査特別委員会」の頁を参照。）。

内容についての問合せ先

環境調査室 鈴木首席調査員（内線68600）

³⁴ 現在の委員長は山中伸介氏、委員は、田中知委員、杉山智之委員、伴信彦委員、石渡明委員の4名となっている。